

平成 19 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 コロムビアミュージックエンタテインメント株式会社
代表 者 名 代表執行役社長
兼最高経営責任者 廣瀬禎彦
(コード番号 6791 東証第一部)
問 合 せ 先 執 行 役
経営企画部長 長吉晋
(TEL 03-3588-2252)

第 156 期定時株主総会に付議する新株予約権（ストックオプション・税制非適格）
に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 15 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、下記の要領で、ストックオプション（税制非適格）として、新株予約権を無償にて発行することの承認を求める議案を平成 19 年 6 月 29 日開催予定の第 156 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 下記の条件により金銭の払込みを要しない募集新株予約権の引受人の募集を必要とする理由
当社の業績向上に資する有為の人材を確保し、業務に対する意欲や士気を一層高めるとともに、当社取引先等からより強固なご支援を得ることにより、業績向上に寄与することを目的として、
3. の要領に記載のとおり、当社および子会社の取締役、執行役、使用人ならびに取引先等に対し、新株予約権を無償で発行するものであります。
2. 募集新株予約権の割当対象者
当社および子会社の取締役、執行役、使用人ならびに取引先等（今後当社および子会社の取締役、執行役、使用人ならびに取引先等になる者を含む。）に割当てるものといたします。
3. 新株予約権発行の要領
 - (1) 募集新株予約権の数の上限
1,500 個を上限とする。
 - (2) 募集新株予約権の内容
①新株予約権の目的である株式の数
普通株式 150 万株を上限とする。
本新株予約権 1 個当たりの目的である当社普通株式の数（以下「付与株式数」という。）は 1,000 株とする。
なお、当社が株式の併合または分割をする場合、以下に定める算式により、本新株予約権の目的である株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式の併合または分割の比率}$$

上記の他、後記②に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の目的である株式の数を適切に調整する。
②本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する当社普通株式 1 株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に上記①に定める付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の発行に関する取締役会決議の日を含む前 3 ヶ月の各日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値のいずれかとする。

なお、当社が株式の併合または分割をする場合、以下に定める算式により、行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り捨てる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{——}}{\text{株式の併合または分割の比率}}$$

上記の他、本新株予約権の割当日後に、当社について株式または新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が行使価額を適切に調整することができる。

③新株予約権を行使することができる期間

平成 19 年 6 月 29 日または新株予約権の割当日のいずれか遅い方の日から、10 年後の応当日までの期間で新株予約権割当契約書に定めるところによる。

④新株予約権の行使の条件

- (a) 本新株予約権は、割当てられる新株予約権の個数の一部につき、これを行えることができる。ただし、各新株予約権の一部行使は、その目的である株式の数が当社の単元株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。
- (b) 新株予約権者のうち、当社および子会社の取締役、執行役、使用人は、その地位を失った後も新株予約権割当契約書に定めるところにより権利を行えることができる。また、新株予約権者が権利行使期間開始後に死亡した場合は、相続人が新株予約権割当契約書に定めるところにより権利を行えることができる。
- (c) その他、権利行使の条件は新株予約権割当契約書に定めるところによる。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- (a) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。
- (b) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 (a) 記載の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

⑦会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

- (a) 当社は、当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併契約、当社が新設合併消滅会社となる新設合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約または当社が株式移転完全子会社である株式移転計画について、当社の株主総会の決議によって承認を受けたときその他組織再編等において当社取締役会が必要と認めるときは、本新株予約権を取締役会の決定する価額（無償を含む。）で取得することができる。
- (b) 当社は、新株予約権者との合意により、いつでも、本新株予約権を取得することができる。

⑧組織再編に伴い交付されうる新株予約権

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、当社が新設合併消滅会社となる新設合併、当社が吸収分割会社となる吸収分割、当社が新設分割会社である新設分割、当社が株式交換完全子会社となる株式交換または当社が株式移転完全子会社である株式移転を行う場合

には、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社または株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。

この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

(a) 新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社または株式移転により設立する株式会社の同種の株式

(b) 新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。

調整の結果、新株予約権を使用した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

(c) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。

調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(d) 新株予約権を使用することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定める。

(e) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡による取得については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

⑨新株予約権を使用した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合

上記各号の規定に従い、本新株予約権の目的である株式の数の調整等を行った結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

⑩新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は、新株予約権者から請求がある時に限り発行する。

新株予約権者は、発行された新株予約権証券について、記名式のものを無記名式とし、または無記名式のものを記名式とする旨、当社に対して請求することができない。

(3) 募集新株予約権と引換えに行う払込み

無償で割当てるため、本新株予約権と引換えに行う払込みを要しない。

以上